



【国選被害者参加】 通訳料請求書(兼 通訳人請求書／領収証)

弁 護 士

提出日 年 月 日

弁護士: 登録番号: ()

事 件 情 報

事件番号: 年()第 号 被害者参加人:

<<通訳人記入欄>>

以下の通訳内容のとおり
☐ 請求します
☐ 受領しました
年 月 日

通 訳 人

氏名: 住所: 通訳言語: 語

☐ 本件における法廷通訳人である。

通 訳 内 容

* 太枠内は全て記載してください。
* 各欄については、説明文書「法テラスの通訳料基準」を必ず参照の上、記載してください。

	通訳日 通訳開始時刻 (待機開始時刻)	通訳 時間	通訳料 (基本料金＋ 延長料金)	待機 時間	待機手当	交通費	遠距離 移動手当	通訳場所	合計
例	4月 1日 10時 00分	50分	10,474 (R1.9.30まで 10,000)	20分	1,047 (R1.9.30まで 1,000)	4,500	4,190 (R1.9.30まで 4,000)	●○ 警察署	例 20,211 円 (R1.9.30まで 19,500円)
1	月 日 時 分								円
2	月 日 時 分								円
3	月 日 時 分								円
4	月 日 時 分								円
5	月 日 時 分								円
通訳料基準【概要】（下記基準は通訳日がR1.10.1以後の通訳に適用） - 基本料金:30分以内 8,380円 (1日に1回のみ。同一日の2回目以降は延長料金扱い) - 延長料金:10分に達する度に1,047円加算 (例)35分:8,380円(基本料金のみ) 45分:9,427円(基本料金＋延長料金) - 待機手当:20分に達する度に1,047円を加算 (上限4,188円) - 交通費:公共交通機関を利用した場合に算定される金額に基づく実費 - 遠距離移動手当:通訳のための移動が往復100km以上の場合4,190円加算									総合計 円
※通訳人に振込・書留により支払った場合									振込・書留手数料 円

* 法テラスの定める通訳基準と異なる通訳料、待機手当、交通費、遠距離移動手当とする場合は以下の欄を記載してください。

☐ 通訳依頼の際、通訳人に「法テラスの通訳料基準」について、説明をした。

* 「法テラスの通訳料基準」と異なる費用になった理由(具体的に記載)

※R1.9.30までの通訳について上記基準による支払いがあった場合、特段の事情がある場合を除いて、従前の基準で計算を行います。

通訳に係る報酬・料金については源泉徴収の対象とされています。源泉徴収を行う必要があるかについては、税務署等担当機関へ直接お問合せください。
なお、源泉徴収を行った場合、法テラスから弁護士へは源泉徴収前の通訳費用を支払いの基準としますが、通訳費用を含めた国選被害者参加弁護報酬費用全体に対して源泉徴収された金額を支払うことになります。

源泉徴収額(10.21%)	円	支払額 (※実際に通訳人が領収した額)	円
---------------	---	------------------------	---